

## 保育分野に関する意見交換会（第2回）議事概要

平成26年3月14日

公正取引委員会

- 1 日 時 平成26年2月28日（金） 13:30～15:30
- 2 場 所 公正取引委員会11階官房第1会議室
- 3 議 題 株式会社に対する参入規制について
- 4 出席者 井手座長，安藤委員，池本委員，桑戸委員，後藤委員  
山口オブザーバー  
松尾経済取引局長，杉山経済取引局調整課長

### 5 議事概要

冒頭，前回意見交換の内容の整理が行われた後，前記議題について，事務局から説明が行われた。その後に行われた意見交換の概要は以下のとおり（○は委員・オブザーバーの発言）。

#### (1) 株式会社等の参入が進まない理由

- 株式会社による保育所の設置を認可しない自治体が存在する背景には，株式会社の参入を認めないよう自治体に圧力をかける既存事業者のロビー活動等があると思われる。
- 昨年5月に厚生労働省から「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」という通知が出され，設置主体を問わない積極かつ公平・公正な認可制度の運用を行うことが求められた。それ以降，少なくとも都市圏の自治体の多くは，株式会社の参入を認めるようになってきているのではないか。
- 株式会社は利益優先と批判されるが，利益を優先するから利益が生じるのではない。利益が生じるのは，先進的なサービスを提供しているか，そうでなければ競争が十分に働いていない結果であると考えられる。
- 保育所を運営する株式会社が配当を行うことについて批判されるが，配当は，銀行や独立行政法人福祉医療機構などからの借入れに対する金利と同じ性格のものであり，批判は当たらないのではないか。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- 株式会社は、倒産・廃業の懸念があると批判されるが、事業の存続ができなくなった社会福祉法人の例は、いくつもある。

## (2) 株式会社等の参入を拡大させる方策・認可制度の在り方

- 株式会社の参入が進んでいる自治体では、待機児童解消のために、首長がリーダーシップを発揮しているように思われる。一方、待機児童が多数発生しているにもかかわらず、株式会社の参入に消極的な自治体もある。株式会社の参入が進むか否かは、自治体の待機児童解消にかけるやる気次第ではないか。
- 法律上は、子ども・子育て支援に係る新制度も含めて、株式会社の参入に障壁があるとは思っていない。しかし、例えば、保育所設置事業者の選定において、選定委員に株式会社の参入に批判的な人物が任命されるなどといった、株式会社に不利な運用が行われることへの懸念は残るし、こういったものは表面化しないことが多い。
- 事業者の参入は、恣意的に判断されることのないよう、定量的な基準により判断されるべきではないか。
- 利用者は、事業者の良し悪しを事前に完全に把握できるとは限らないし、保育所を選ぶ余地がない場合もあり、必要最低限のサービス水準に関する規制は設ける必要があるのではないか。必要最低限の規制と利用者の選択により、より良いサービスが提供されるようになっていくと考える。

## (3) 株式会社等の参入拡大による効果・影響

- 株式会社が参入すれば、保育所の数は増えると考えられる。供給の方が多ければ競争が起きるのではないか。一方で、認可制から届出制にするなどして、一気に保育所の数を増加させると、全体の質の低下や経営が困難になる保育所の出現につながるおそれがある。ただし、これは、新規参入者が株式会社であっても社会福祉法人であっても、同様のことがいえる。
- 株式会社が設置する保育所を忌避している利用者がいてもよいが、このような利用者にとっても、株式会社が設置する保育所が増えれば、そこに他の利用者が流れることで、自身が希望する保育所への入所が容易になるというメリットが生じる。
- 株式会社でも社会福祉法人でも、経営形態による大きな違いはなく、結局、

個々の事業者の問題である。株式会社固有の強みがあるとしたら、資金調達力である。共同調達によるコストダウンが株式会社ならではのメリットとして挙げられることがあるが、大規模な社会福祉法人であれば可能である。

- 株式会社と社会福祉法人との違いというより、事業規模の大小による違いがあると思う。大規模に展開する事業者の方が、配置換えや研修の実施、共同調達等の効率的な事業運営が可能となることが多いように見受けられる。

#### (4) その他

- 多くの利用者は、社会福祉法人がどのようなものかを理解していない。また、認可保育所は自治体が設置し、認可外保育施設は株式会社が設置するものだという誤解もある。そのため、株式会社は質の劣る保育を提供しているとの誤解が生じてしまっているように思う。
- 保育所数が増加することに伴い、おのずと保育所内の事故数も増加することになるだろうが、これが株式会社の参入を認めたからだという議論にすり替えられないようにしなければならないのではないかと。株式会社は、効率的な事業運営を行うことで、利用者に提供するサービスの質を高めているということを示明できるようにしたほうがよい。
- 保育所が撤退した場合にどうするかは、別途、考えておかなければならないのではないかと。
- 保育需要が充足されているか否かは、単に保育所の定員が十分か否かだけで判断するのではなく、質についても考慮されるべきである。本来は、入所希望者数を上回る供給が行われないと、質の競争にはつながらないのではないかと。
- 最近、幼稚園で、オプション料金を取って体操教室などを実施しているところが多いが、利用者が選択できることを前提としつつ、このような取組を保育所でも進めていくことで、保育所ごとの特色を生むのではないかと。

#### 6 今後の予定について

次回の意見交換会は3月17日（月）に行うこととされた。

（文責 公正取引委員会事務総局 速報版につき事後修正の可能性あり）